

英吉利國條約並稅則
全

720
6981
3



720
6981
3

英吉利國條約及稅則

美古所國海の事野川

帝國大日本大君と大親利太泥亞およりい意向向榮

去の女と永く親睦此意と堅く一且其各居

氏貿易の交通と容易みせん事を欲して此平和

懇親およりい貿易の條約およそん事を成し

日本大君を水野筑後を永升去著以升と佐徳を

堀織初正岩瀬肥後を津田半之助およそん事を成し

親利太泥亞およりい意向向榮去此女を八月日本お



1-
被たるエルギンエンキンカルギン小命ト双方委任の
書と照意一七下文此條と合議決定を

第一條

日本大君と額利太泥亜おの意而榮去の女王其
親族其世々と其互の所願臣民の間ふ永久の平和
恩親あり

第二條

日本大君もロンドン小在尚ある政事おのり役人と
任ト其も額利太泥亜れ各港の中小在尚ある諸元
締の役人おのり貿易を委置する役人と任し一其
政事おのり役人おのり願立ある取締れ役人おのり故
障なく額利太泥亜の國內を旅行する

額利太泥亜おのり意而榮去の女王おのり所屬する在
尚あるためチプロマチーキアゲント其も此條約光

額利太泥 亞貿易の爲小開きたる日本の各港に於
小在場あるコンシユル或ハコンシユライルアゲントを命じ
其ゴロマチーキアゲントおよびコンシユルゼ子ライルを故障
なく日本國內を旅するべし

第三條

神奈川長崎箱館港および町々安政六年六月

二月 西洋紀元千八百五十九年七月一日 小額利太泥 亞居民に於小開

處—其外次小の町の場を初限の爲り額利太

泥 亞居民の爲小開く處—

其庫年七月より九月十二月の後より 千八百五十五年一月一日

新開若不知合の事あらは代りの港を日本の

西海岸ある年七月より九月十六ヶ月の後より 千八百五十五年一月一日

開く處—

希小裁せし各港および町小おわく額利太泥 亞居民

民船と付き入り一彼等一箇の地を賃と以て借りて
地ふらる建物は買ふ事物多く且住宅倉庫を建
る事と許すといふも是を建てるに托し一要害の
場取と當むらうら此地控ふ隙ハ一むる為を建物
と番務修補する時日本役人見分する事ある
る一

額利を泥 亞居民其の建物はたぬ借る一其の場取
おらひ港々の權定ハ各取の日本役人と額利を泥
亞コンシユルと定むべし若同き一かたは時ハ其事件を
日本政府と額利を泥 亞デプロマチーキアゲントふル一
を並せしむら一其居場所の周圍より門牆と及び
出入自主めまら一
日本開港の場取ふおらひ額利を泥 亞居民控分の
權定たのこし

神奈川

大府門筋を渡りし地は各方へ九十里

箱館

各方へ九十里

兵庫

系船を造りし事十里の地へ船利太泥里人を入りし
若小舟を方角と除き各方へ十里且兵庫小舟船の
系船へ往來しし海灣との川筋を渡りし事

船くま数ハ各港にあり又ハ津田船あり

陸路の程度あり

長崎

其所の周圍小舟あり津田船を渡りし事

船溜ハ各港の上境を定むる

江戸

年七月より九月中ヶ月の後より
千八百六十二年
一月一日

大坂

同前九月二十ヶ月の後より
千八百六十二年
一月一日

右二ヶ所とも兵庫と為りたるのみ違ふ

右一ヶ所は所小舟あり船利太泥里民家屋

と價錢似く倍多し相違ある一箇の場所

おろし歩歩ありし程を過て日本役人と

船利太泥里チプロマチーキアゲントと定むる

第十四條

日本に在る權利を泥亞居民の間に犯す事ハ權利
を泥亞國人の裁断ありとす

第十五條

權利を泥亞居民に對し惡事とせしむる日本人は
日本國人めく紀し日本法を犯す罪とす日本
人或は外國の居民に對し惡事とせしむる權利を泥

亞居民にコンシユル或はその他之友人を紀し權利を
泥亞の法を犯す罪とす裁断は双方におかす
偏頗ありとす

第十六條

權利を泥亞人日本人に法を犯す事ありハコン
シユル難く致す事有とすコンシユル吟味の上實に
ふやむ事あり第一若かり日本人より權利を泥

亞人小就てコンシユルへ以て為る事あると云ふ又コンシユル
實に云ふに亞人—君コンシユル是と云ふ—がたけハ
日本司人へ中々慢よ吟味—當然の判断と云ふ—

第七條

額利太泥亞人日本商人は連債ありと候ふと爲り
又ち好曲ある所をコンシユルは是と裁断—と裁重し
候り—む—日本商人の額利太泥亞人小連債あり

此も日本司人其裁断を亞人へ同換たるべし
日本奉り所額利太泥亞人コンシユルハ双方の商人の連債
と候ふ事あり

第八條

在留の額利太泥亞人日本の賤民を雇ひ徳用事よ
乞ふ事あり—

第九條

在苗の額利太泥垂人自らを國の宗有を念り許不
と居苗の場不_レ當む_レ支障_レき_レ

第十條

外國の諸貨幣ハ日本の貨幣と同種の目量を以て
通用せ_レん_レ

双方此國人互に拍賣を拂ふ_レ日本と外國との貨
幣を用ふる事_レ妨_レる_レん_レ

日本外國此貨幣ハ慣は_レし_レて_レ兩港の後元_レ平
の間各港の役不_レより日本此貨幣を以て額利太泥垂
人額利_レ引_レ智_レ渡_レせ_レん_レ一_レ條_レ垂_レの_レ分_レ割_レハ_レ差_レ出_レる_レ不_レ
及_レん_レん_レ

日本諸貨幣ハ_{海陸と}輸出せ_レる_レ事_レを得_レ并_レ外國の金銀
ハ貨幣_と誘_レる_レも_レ誘_レら_レる_レも_レ輸出_レせ_レん_レ

第十一條

八

額利太泥亞海軍の爲用意の事と神奈川長崎箱館
の内と陸揚一庫内と納め額利太泥亞商人守護する
との運上の沙汰ふ及ち其君を其と賣掛ふ付を買
得る人より税定の運上を日本及び所と納む人

第十二條

額利太泥亞船日本海岸より被取又ハ漂着一或ち
危難を遁走する事を知らハ其所の司人は是を救ふ
事と救助を加へ最果此コンニ元へ送り渡す人

第十三條

額利太泥亞高船日本の開する港より来る時其税定
の租税及び通債拂済する港を由る時水先案内を
雇ふ事勝手なる人

第十四條

額利太泥亞人開する各港より諸品物を輸入し賣掛

又ハ買入と輸出とある事自由あり
制禁外の品物税定の運上納税とよき他の運上
と掛ふ事あり

軍用の諸物日本及所の外へ賣へるは外國人
の取引ハ若様あり

双方の國人品物と賣買する事無く
方等不納くハ日本及人あり

額利太泥垂人より得る品物賣買し或は不納
る事無く妨る

第十又條

日本及運上取より為す或は運上取の價成好ありと
る財の運上取より相違の價を付す為物と買入る
事と接し人ハ為す若し或は運上取より
付ける價不納く運上と細むハ水先ある財

其價を以て賣上るべし

第十六條

輸入の貨物定例に運上拂済の上日本入より國
中の搬送するとも別運上を取らざるべし

第十七條

額利太泥亞高和開きたる港に品物を輸入し税定
の運上細済の控書取立を毎年の其品物を他の開き

ある港に携致し陸揚するとも重税を取らざらんべし

第十八條

開きたる港に日本商人密商奸曲を防くため相當

に規則を立るべし

第十九條

過料の上その類を於て日本及南支那に屬するべし

第二十條

此條約の添付する商法の別冊と本書同種双方の片
民互に遵守せしむべし
日本貴官又主事任乃役人と日本よ來る權利者
泥亞國のチプロマチーキアгентと此條約の規則及
別冊の條と全條せしむる爲の觀律等裁判と通
じらるべし

第二十一條

此條約を日本英吉利及和蘭語より書し各語は
同義同意の事と和蘭語譯より見るべし
和蘭語利太泥亞のチプロマチーキアгент及コンシユライ
ルアгентより日本國人より公事せし書面を向
後英語より書せしむる此條約調判の月日より
五ヶ年の間を日本或ち和蘭の證書と添付し

第二十二條

あ國あり條約乃實地と繪し改革せん事を求むる時其一年前と通達し之を再繪を爲す其事ハ今より九十四年の後ふりて

第二十二條

日本政府より向後外國の政府及臣民は將吏と
き殊典ある時と親利太泥亞政府國民ハも同様
の免許あり

第二十四條

此本書と日本よりハ大君の御名と奥印或署し
親利太泥亞よりハ女王自ら名を記し印を個し
一年乃内江戸に於て取替すし右取替りも終
安政五年七月十八日江戸に於て前より載る
あ國の取人署名を記し御印するもの也

水野筑後守 免押

永井玄蕃頭 日

井上伝濃 日

碓 織初 日

岩瀬肥後守 日

津田半三郎 日

寛政十一年十一月

税則

日本開きたる港々よかめく船利右泥垂高民
貿易の章程

第一則

日本開港の場々へ船利太泥垂高船入津次等二十

四時中 船利太泥垂の四十八時
但日曜日と除く 小船又其船主たる者

より日本及び右へ船利右泥垂コンシユルの諸取の書付を

差出さるる

此清取書と船利右泥面國の控無徳なる船員録
其外の書類と船利右泥面コンシユルへ取付けある
徳の書なり

英より其者ともなる船の差金書と出立

右より入津の船れ名を船の仕出場の港の名
噸數船員或は取立する者乃名を船員或は取立人の
名 船組有之員
徳入る 一船の船組人數と徳なるもの

しと書面の西相違なき旨と船員或は取立する
もの奥書しと控授しと商人の名前と徳
入る海軍のなり

同時ふ其船積荷の荷書と取立又船員へ
右より取立られ記号英小番付且に入目付數
と送状と徳し取立寫しと取立先の人々の名
取立せ海軍のなり

船中用意の品物此目録も告書へ加ふ也

但船中用意の品も書函の趣相違なり有船員又

と改定するもの奥書一其品名を記すべし

此告書此交面相違の産日本十二州 額利大泥垂の二十四州
但日曜日を除く

の中ふの附き改るたおわくちと料の測計ふ及び

若し船程後ふより書改る宛又を告書ふ書入を

新ふおわくちと又ドルラルのと料と日本収布へ

納むべし

積荷惣目録告書中ふ裁はる品を陸揚する所

おわくち其品二重の運上と日本収布へ納むべし

船員或は改定あるもの入港の人数納方前書の

船程後と附とと料と一月毎る毎ふ六十ドル

と料と日本収布へ納むべし

第二則

日本政府より其港内入津の船軍艦を除く。小運上の方
改此收人糸組ます。後尚然あるべし。

糸組の者とも右收人に対し不致きく丁寧
な扱法。船中へ蔵文相當の用便をなすべし。

夜中八日本收布より待しなく。多荷部より
は荷揚希程。出入口荷物は箱。並戸口メリ口。と毛
中。八日本收人。並と部。或方。不封し。其の取備。張

なり。並。並。第一待し。あく。是を。開き。又。は。鑑印
封と破り。取扱と。引出。等。の。其。の。ち。其。記。せ。る。人。と。小
六十ドル。ラル。の。と。料。を。日本。收。布。へ。送。上。る。

日本收所へ尚然の差。並。書。と。出。し。せ。し。く。荷。部。
の。或。ち。其。事。を。謀。ま。る。取。扱。の。次。の。と。條。小。定。り
ある。並。取。押。へ。日本。收。布。へ。取。上。る。

荷物の中。積。荷。目。録。小。裁。し。る。取。扱。し。並。收

納を減せんと仕組あるものも多品を日本及び
取上る

日本此間より港に密賣買をなすは勿論を
仕組有る醜利を泥塵船を其品を日本及び取
上の上犯せ給ふとふ千ドルラルの品料を納むべし
修復の多あり津此船を運上なく積荷を陸揚し
日本及び取上るべしといへども露浦作事業者人

等の積入用の相違の候を申すべし
若き荷物の内紙賣拂ふ時を若き物丈の積定の如
日本及び取上る運上を納むべし
積荷を回港内の地船へ移す時を日本及び取上る
の上事情明白に相分り免状と受る上は定の
運上か

阿片の輸入の禁制ある故若日本高賣よ來り

額利を泥重船海行の量目二斤以上船中お布持
ま海内其船量ハ日本目人取上魚一且海行張密
高し或るを事を得る率ハ海行一斤あとお十又
ドルラルの之料を日本役布へお立へ一

第二則

品物張送る荷主又ち引受人のよりの入津の荷
物と陸揚せんとま引受者ちを積荷の差出書張

日本役布お出へ一

此書面お荷主又ハ引受人此名並積送りする
船の名荷物乃此号書付を積荷の斤数石高
毎品の代料と徳め其惣メ高と其書付の末お
徳むへ一

初く世差出書付お持主又ち引受人徳する備あき
價と申する書面はく日本役布の額定おあれぬる

隠し為物なきは控へて之を名簿紙記す也
右の通積名目録及出等の書類日本及不
右書付引合せ積荷用意品等五調済とす
日本及不の積りたる也

日本及不の通積品と為る物の内或ハ惣傳を定
式の色改むべし

若運上及不引上げ改む事ある時は輸入人の失

費お掛まつ成丈品物の損せざる様よめし改海
の上より素のこく取始末とすし取調方格外時
目と費はしとす

為る或は輸入人様指交し改海及所より引渡
はしはし希輸入の途中
日本及不とす
以希の事とす 破壊損

傷の品々心附とす人より運上及所不
中立と取扱ふ職業の廣潔あるもの友人に

會社組いしらせき荷物あらし換一高と歩割ふ化
一其他号番数より不従書不認せし一を日本役
人立合めく連組人等名を記せし一右の記れ毎
持来の差出書へ添書きの月と引落せし一を條
約第十又々條の取極の色運上役所ふく取扱ふ事
故障ありしは

諸運上納済の後運上役所より港揚不若候免許

状と後すし一取物渡方を運上役所より船中
こも其者れ預ふ候し一

輸出の極りある荷物を船に輸送する前度運
上役所へ船名荷物の記号番付入高斤数量目
性合及代料と記せる差出書付と出書面の無
所為なき申渡輸出人等宛授し其名前と
認むし一

運上収取へ差出—以希船中へ積込する為物其小
運上収取へ差出—海の上禁制の品或竊よ為積
乃由へ入有之と改の上日本収取へ取上魚—船中
為用の品又ち宗組旅客の為用衣類等も運上
収取へ差出はる—

第四則

出港手数を船入船とち日本十二時
船利太泥重 前よ
二十四時

運上収取へ中五魚—此船限中よ右手数遅くせ
はる取取扱入り勿論多し—右手数差止船中
ら六日有収人より船目又ち願立より者其小其船
為此引人等入を所中後—船利太泥重コンニユル小
中達まへ—

船利太泥重軍艦ハ入港出港運上船の手数小及
るは運上収人其番無等差違ふ事あり

額利太泥垂飛脚の爲に蒸氣船を入港出港の爲
敷と一月より一日日本の上陸する旅客及びその
外を告書差出し書面の手数をその人とともに何ヶ
度にも入港の度毎に出港入港の手数を徴せし
薪水食料等用意せしめ入港の懸渡船或は輕船の
其積荷の告書を出さざるものとせし若し其積荷の
賣拂いんと異なる時は第一則の形式を輸入せし

手数といふは

税則及條約書中船舶と唱ふるものハニキツテ。
バルクブリツキ。スクー子ルスルーア蒸氣船等を總て
いふなり

第六則

日本運上及び所の規則と違ひある場合は
目録と出し其の條約書に名前を記せし軍に其記

またあつて二百二十ドルラルのと料と日本収布へ
細むる

第六別

噸税と日本開港の場布よおのく額利太泥垂高
船より取立はといへともた乃規定のを其地と此運
上収布と細むる

吾船の入港手敷小付十ドルラル

吾船の出港手敷小付七ドルラル

支この免状小付五ドルラル

場布と健固状小付五ドルラル

其外の名書小付五ドルラル

第七別

惣と日本開港の場布へ渡揚する物品よおたの運
上買取小付へ其地の運上収布小租税と細むる

第一類

貨幣より造りある金銀及び造らるる金銀膏

用の衣服家敷及び高臺のためあせらるる書籍

何れも日本居留のため来たる者の所持の品

ふ限らるる

右の品より運上なり

第二類

凡て船の造立綱具修復或ハ船装のためあつ用

ゆるふる鯨漁具此類

陸濱食物の諸類

パン及びパンの粉

生るる鳥獣類

石炭

家織造るための枘木米穀蒸氣の蒸機木綿

及羊毛の織物の
トタン 沼 湯 生 絹

右此等々々及分の運上と納むへ

第二類

和く蒸溜或は醸し種々此製法よく造りたる

一切の酒類

右等々々及分の運上と納むへ

第三類

凡て茶葉は奉りたる等々何ふ等々及分の
運上と納むへ

金銀貨幣棹細の外却て日本又産し種々と
等々輸出する等々及分の運上と納むへ
米等又麦等日本逗留此類利右泥塵人等又船
等組するもの及船中旅客食料のた見り用

意を興ふるも積荷として輸出する事を許
さす

額利太泥亜船めく開きある港も持りしり
外國の穀物も陸揚げせしむる時を放逐し
再び輸出する

日本産よりその利を日本要用の限分りまはし
時々公けられめく賣渡すべし

神奈川と開港の後又々年よりより日本或ハ額利
太泥亜政府に望みしり出港入港の税則を再
議す

水野筑後守 兼押

永升玄蕃頭 目

井上伝濃守 目

堀織部正 目

岩瀬肥後吉日

津田半三郎日

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]

